≪フローチャートを参考にして申請書の種類、申請方法を確認してください≫

**※中学生以下のお子さんのみを養育しており、 現在児童手当を受給しているご家庭は申請不要です。**

**ここからスタート**

高校生年代までの児童を養育している。

- いいえ → **手続き不要** ※支給なし
- はい ↓

現在児童手当を受給している。

- いいえ → 高校生年代までの児童と大学生相当（平成 14 年４月２日生まれ～平成 18 年４月１日生まれ）の子を合わせて**3人以上**養育している。
  - はい → ・【新規】認定請求書 ・監護相当・生計費の負担についての確認書※注意
  - いいえ → ・【新規】認定請求書
- はい ↓

養育している高校生年代までの子は、過去に福生市で児童手当の支給対象児童として受給したことがある。

- いいえ → 高校生年代までの児童と大学生相当（平成 14 年４月２日生まれ～平成 18 年４月１日生まれ）の子を合わせて**3人以上**養育している。
  - はい → ・【額改定】認定請求書 ・監護相当・生計費の負担についての確認書※注意
  - いいえ → ・【額改定】認定請求書
- はい ↓

高校生年代までの児童と大学生相当（平成 14 年４月２日生まれ～平成 18 年４月１日生まれ）の子を合わせて**3人以上**養育している。

- いいえ → **手続き不要** ※額改定（増額）通知書を後日発送しますので、金額等御確認ください。
- はい ↓

・【額改定】認定請求書 ・監護相当・生計費の負担についての確認書※注意

※注意
大学生相当の子がいる場合は、提出が必要です。